

# 栃木県の最低賃金

使用者も、労働者も、必ずチェック！

※最低賃金は作業場に提示する等の方法で周知が必要です。



## 地域別最低賃金

効力発生日：令和元年10月1日

栃木県最低賃金	時間額(円) <b>853</b>	特定最低賃金が適用されないすべての労働者に適用されます。 (一般労働者はもちろん、臨時、パート、アルバイト等にも適用されます。)
---------	----------------------	---------------------------------------------------------------------

## 特定最低賃金

効力発生日：令和元年12月31日

最低賃金の件名	最低賃金 時間額(円)	適用産業 (日本標準産業分類(平成26年4月1日施行)による。)	適用除外労働者 (18歳未満又は65歳以上の労働者は 栃木県最低賃金が適用されます。)
塗料製造業	<b>963</b>	E1644 塗料製造業	(1) 雇入れ後3ヶ月未満の者であって、技能習得中のもの (2) 清掃、片付け、賄い又は雑役の業務に主として従事する者
はん用機械器具、 生産用機械器具、 業務用機械器具 製造業	<b>910</b>	E25 はん用機械器具製造業 E26 生産用機械器具(建設用ショベルトラック製造業、繊維機械製造業(縫製機械製造業を除く。)を除く。) E271 事務用機械器具製造業 E272 サービス用・娯楽用機械器具製造業	(1) 雇入れ後6ヶ月未満の者であって、技能習得中のもの (2) 次に掲げる業務(これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。)に主として従事する者 イ 清掃、片付け、賄い又は雑役の業務 ロ 手作業により又は手工具若しくは小型手持動力機を用いて行う熟練を要しない穴あけ、かしめ、曲げ又は電線の切り・被覆のはく離・組線・結束・組付けの業務
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、 情報通信機械器具 製造業	<b>910</b>	E28 電子部品・デバイス・電子回路製造業 E29 電気機械器具製造業(電池製造業、電気計測器製造業、その他の電気機械器具製造業を除く。) E30 情報通信機械器具製造業	(1) 雇入れ後6ヶ月未満の者であって、技能習得中のもの (2) 次に掲げる業務(これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。)に主として従事する者 イ 清掃、片付け、賄い又は雑役の業務 ロ 手作業により又は手工具若しくは小型手持動力機を用いて行う熟練を要しない簡易な組立て、穴あけ、かしめ、曲げ、バリ取り又は電線の切り・被覆のはく離・組線・巻線・結束の業務
自動車・同附属品製造業	<b>917</b>	E311 自動車・同附属品製造業	(注1)「自動車・同附属品製造業」においては、手作業により又は手工具若しくは小型手持動力機を用いて行う熟練を要しない穴あけ、かしめ又は電線の切り・被覆のはく離・組線・巻線・結束・組付けの業務 ハ 目視による部品の(選別又は)検査の業務 二 手作業による小物部品の包装、袋詰め、箱詰め(又は運搬)の業務 (注2)「(選別又は)」及び「(又は運搬)」については、「自動車・同附属品製造業」において除く。
計量器・測定器・分析機器・ 試験機・測量機械器具 製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・ レンズ製造業、医療用計測器製造業、時計・同部分品 製造業	<b>909</b>	E273 計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業(理化学機械器具製造業を除く。) E274 医療用機械器具・医療用品製造業 E275 光学機械器具・レンズ製造業 E2973 医療用計測器製造業(心電計製造業を除く。) E323 時計・同部分品製造業	(1) 雇入れ後3ヶ月未満の者であって、技能習得中のもの (2) 清掃、片付け、賄い又は雑役の業務に主として従事する者
各種商品小売業	<b>871</b>	I56 各種商品小売業 (衣、食、住にわたる各種の商品を小売するが、いずれが主たる販売商品であるかが判別できない小売業)	(1) 雇入れ後3ヶ月未満の者であって、技能習得中のもの (2) 清掃、片付け、賄い又は雑役の業務に主として従事する者

\* それぞれの産業において、①管理、補助的経済活動を行う事業所 又は ②純粹持株会社(L7282)も特定最低賃金が適用されます。